

(3)茂原市子ども・子育て審議会委員(子育て当事者)の公募について**1. 委員の公募について**

茂原市子ども・子育て審議会委員のうち、子育て当事者については、茂原市子ども・子育て審議会条例第3条の規定により、「市内に住所を有する者で、公募に応募したものに限る」とされています。

この度、令和5年3月31日をもって任期満了となることから、子育て当事者を公募により選出するものです。

2. 応募資格

次のすべてに該当する者

- ・市内在住で子育て中のお子さんを持つ保護者の方
- ・子ども・子育て施策に関心を持ち、積極的に御意見をいただける方
- ・平日の日中会議に出席できる方

3. 募集人数

2名

4. 応募方法

応募用紙及び小論文を茂原市役所子育て支援課へ提出

5. スケジュール（案）

年 月	
令和5年2月1日	広報もばら、市公式ウェブサイトに募集内容を掲載
令和5年2月1日～28日	公募受付期間
令和5年3月9日 (又は令和5年3月10日)	茂原市子ども・子育て審議会公募委員選考委員会による委員の選考